

大気環境学会におけるバナー広告の取扱規程

平成 27 年 12 月 25 日 常任理事会決定

(目的)

1. この規定は、公益社団法人大気環境学会（以下、「本会」という。）が本会ホームページに掲載する広告（以下、「バナー広告」という。）の掲載に関する事項を定める。

(責任)

2. バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(掲載場所)

3. バナー広告の掲載場所は、本会のホームページのトップページとする。

(掲載基準)

4. 以下に該当する表現や内容などを有するバナー広告は掲載しない。
 - ① 責任の所在が不明確なもの
 - ② 事実でもないのに本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - ③ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ④ 社会的秩序を乱すような表現あるいはコンテンツ
 - ⑤ 非科学的または迷信に頼るもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
 - ⑥ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損および業務妨害などになる恐れがあるもの
 - ⑦ 氏名、写真、談話、商標および著作権などを無断で使用したもの
 - ⑧ 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法と見なされるもの
 - ⑨ その他、本会が不適切と判断したもの

上記基準に規定されている内容以外の事項が生じた場合は、その都度、本会の広報委員会において審議する。

(掲載内容の確認)

5. 掲載内容は、本会の広報委員会において確認し、広告主へ報告する。

(契約)

6. バナー広告の契約ならびに掲載料金の請求は本会が行う。なお、掲載料金は別に定める。

(掲載の延長)

7. バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の 1 箇月前までに本会に申し出る。

(掲載場所の移動)

8. 契約期間中における掲載場所の移動は認めない。

(変更の申し出)

9. 広告主は、バナー広告のリンク先等を変更した場合、速やかに本会へ申し出る。

(改廃)

10. この規定の改廃は、常任理事会の議決を経るものとする。

附 則 本規定は平成 27 年 12 月 25 日から施行する。